

釜石市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、釜石市が釜石市赤ちゃんの駅を認定し、広く周知することにより、乳幼児及びその保護者が安心して外出できる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを応援するという社会的素地の構築を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、釜石市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）とは、次の各号の要件を満たす市内の公共施設又は民間施設で市長が認定したものをいう。

(1) 次のアからウまでの全部又は一部の提供ができること。

ア 授乳の場所 壁やカーテン等により第三者から見えないようにする等、プライバシーの確保に配慮されていること。

イ オムツ替えの場所 オムツ替え台、ベビーベッド等、オムツ替えができるスペースが確保されていること。

ウ ミルク用お湯 乳幼児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて(平成19年6月5日付食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知)に基づくお湯の提供が可能なこと。

(2) 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行なえること。

(3) 利用料は無料とすること。

(4) 公序良俗に反する施設ではないこと。

(5) その他事業にふさわしくないと市長が認める施設でないこと。

(利用者)

第3条 赤ちゃんの駅を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、原則として、オムツ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその父母等保護者とする。

(申請)

第4条 赤ちゃんの駅の認定を受けようとする施設の管理者は、釜石市赤ちゃんの駅認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

(認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めたときは、当該施設を赤ちゃんの駅として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、釜石市赤ちゃんの駅認定書(様式第2号)により申請者に通知し、ステッカーを交付するとともに、赤ちゃんの駅として認定した施設(以下「認定施設」という。)の名称、所在地、提供内容、提供日時等の情報をホームページその他適当と認める方法により広く周知するものとする。

(表示用ステッカーの掲示)

第6条 前条第2項に規定する認定施設の管理者(以下「認定施設管理者」という。)は、同項に規定するステッカーを当該認定施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示するものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。

(2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可無く立ち入らないこと。

(3) 汚物は、持ち帰ること。

(4) 利用者の責任において利用する際の安全を確保すること。

(5) 認定施設管理者の指示に従うこと。

(認定内容の変更等)

- 第8条 認定施設管理者は、認定された内容を変更し、又は認定施設を廃止しようとするときは、釜石市赤ちゃんの駅認定変更・廃止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、認定施設又は認定施設管理者が、第2条各号に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めるときは、認定を取り消すことができる。
- 3 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付して釜石市赤ちゃんの駅認定取消通知書(様式第4号)により、当該取消しに係る認定施設管理者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、釜石市赤ちゃんの駅事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月20日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

釜石市赤ちゃんの駅認定申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名

㊟

釜石市赤ちゃんの駅の認定について、釜石市赤ちゃんの駅事業実施要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

施 設 名			
施 設 所 在 地	〒 ー		
記入担当者の所属 及 び 氏 名			
電 話 番 号	()	F A X 番 号	()
Eメールアドレス			
提供できるサービス 内 容 (該当するサービスに○印をつけて く だ さ い)	1 授乳の場所 (設置場所:) 2 オムツ替えの場所 (設置場所:) 3 ミルク用のお湯の提供 (設置場所:) 4 その他乳幼児向けサービスを提供している場合は記載 ()		
利 用 可 能 時 間			
定 休 日			
備 考			

※ 提供する施設の様子が確認できる写真（データ可）又は図面を添付してください。

釜石市赤ちゃんの駅認定書

施 設 名
所 在 地



釜石市赤ちゃんの駅事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定
により上記施設を釜石市赤ちゃんの駅として認定します

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

釜石市長

印

様式第3号（第8条関係）

釜石市赤ちゃんの駅認定変更・廃止届出書

年 月 日

釜石市長 宛て

住 所
名 称
代表者の氏名

㊟

釜石市赤ちゃんの駅の登録について（変更 ・ 廃止）したいので、釜石市赤ちゃんの駅事業実施要綱第8条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 赤ちゃんの駅の内容を変更したいので届け出ます。

変更年月日	年 月 日から	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

- 2 赤ちゃんの駅の登録を廃止したいので届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

[担当者連絡先]

所属・氏名	
電話番号	

様式第4号（第8条関係）

釜石市赤ちゃんの駅認定取消通知書

年 月 日

様

釜石市長

釜石市赤ちゃんの駅事業実施要綱第8条第3項の規定に基づき、釜石市赤ちゃんの駅としての認定を取り消しましたので通知します。

記

認定を取り消す理由